

契約事務における不適切な事務処理について

1 概要

放課後児童育成課を対象とした監査事務局による財務監査の事前調査において、同課が所管する施設の修繕等の委託で業者から見積り徴収を行う際、本来であれば、複数の事業者に見積書の作成を依頼すべきところ、1者に他者の見積書も含めて依頼し、受領していたことが判明しました。そのため、局内の全課・全施設に緊急点検を行ったところ、計37件の不適切な事務処理がありました。

このような不適切な事案があったことについて、深くお詫びを申し上げるとともに、再発防止に向けた取組について徹底してまいります。

2 経過

令和2年12月4日(金)	監査事務局が、令和2年度の財務監査の実施対象である放課後児童育成課に財務監査に係る事前調査を実施。本市が示す仕様書に記載のない内容が、2者の見積書に同文で記載があることを担当職員に口頭で確認。
令和2年12月21日(月)～令和3年1月8日(金)	監査事務局から、改めて内容確認の依頼を受け、放課後児童育成課において担当職員に聞き取りを行ったところ、2者の見積書を1者から他者の見積書も含めて依頼及び受領していたことが判明。
令和3年1月15日(金)～27日(水)	局内の全課・全施設に対して同様の事例がないか緊急点検を実施。
令和3年1月27日(水)	点検の結果、こども家庭課（みどりハイム）、三春学園においても、同様の不適切な事務処理が見つかった。
令和3年2月1日(月)～2日(火)	みどりハイム、三春学園への現地確認（実態把握）を実施。

※ みどりハイム：様々な事情から環境面、生活面等の支援を必要としている母子が入所している母子生活支援施設

※ 三春学園：家庭で養育することが困難になった子どもを支援している児童養護施設

3 不適切な見積り徴収の状況

(1) 不適切な見積り徴収案件の契約件数及び契約金額

37件 計 12,858,033円

(2) 時期

令和2年4月1日から令和3年1月15日（点検実施日）までに契約した案件

(3) 内訳

部署名	契約業務	件数	金額
放課後児童育成課	修繕委託	8件	3,398,450円
こども家庭課（みどりハイム）	設備管理委託	6件	2,733,140円
	修繕委託	7件	2,006,900円
	物品購入	3件	676,900円
三春学園	設備管理委託	13件	4,042,643円
	計	37件	12,858,033円

4 原因

精通した業者1者に依頼することで、複数者から見積り徴収する手間等が省け、迅速に対応できるという考えが先行し、不適切な事務処理を行っていました。

5 再発防止策

- (1) 複数の事業者から見積書を徴収することを職員に改めて周知します。また、事業者に見積書を依頼する時は、EメールやFAXで依頼して記録を残すとともに、責任職へ報告し、複数者から見積書の徴収を徹底します。
- (2) 適正な見積り合わせが行えたか否かを確認するチェックシートを新たに設ける等の対応を図ります。また、緊急性の高い案件については、契約方法の見直しを検討します。
- (3) 各職場において、責任職がミーティング等で不適切な事務処理に関する点検を定期的を実施するとともに、不適切な事務処理に係る防止研修を実施し、局内の職員に広く周知していきます。

お問合せ先			
こども青少年局放課後児童育成課長	松原	実千代	Tel 045-671-4151
児童施設担当課長	安藤	敦久	Tel 045-671-2359
三春学園長	石神	光	Tel 045-771-2258
総務課長	浦崎	真仁	Tel 045-671-4263